

電気料金種別 定義書

【北海道電力エリア】

【コスモでんきスタンダード

オール電化】

2024年5月1日実施

目次

I 総則	2
1 適用.....	2
2 定義.....	2
3 契約種別.....	2
4 時間帯区分.....	2
5 適用条件.....	3
6 電気料金.....	4
7 使用電力量の算定.....	4
8 契約期間.....	4
9 契約種別, 契約電流または契約容量の変更.....	5
10 本定義書の変更および廃止.....	5
附 則	7
別 表	8

I 総則

1 適用

電気料金種別定義書【北海道電力エリア】[コスモでんきスタンダードオール電化](以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款[個人向け低圧](以下「需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへコスモでんき小売電気事業者が電気を供給するときの契約種別および契約期間等の料金その他の供給条件を定めたものです。また、本定義書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除く、別表5で定める提供エリアに適用いたします。なお、本定義書に定める料金、燃料費調整における基準単価および離島ユニバーサルサービス調整における離島基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

2 定義

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

3 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

コスモでんきスタンダードオール電化

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 午後時間

毎日午後1時から午後6時までの時間をいいます。

(2) 朝晩時間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

(3) 夜間時間

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間をいいます。

5 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のすべてに該当し、かつコスモでんきスタンダードオール電化の申込みを行い、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

イ 4（時間帯区分）に定める夜間時間以外から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 契約容量について、①②のいずれにも該当すること。

① 契約容量が原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。なお、1 需要場所において動力もあわせてご使用する場合は、契約容量と動力の契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

② 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。ただし、1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めるときには、契約容量と契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款により、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

二 契約容量

① 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき別表 2 により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者または当社は契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。この場合、料金およびその他必要な条件について、需給約款によらず、お客さまと当社との間で協議により個別に定めることがあります。

- ② 電気の使用実態に応じ①で定めた契約容量が不相当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議を実施し契約容量の変更をすることができるものとします。
- ③ 需要場所における契約主開閉器等を変更される場合は、あらかじめ当社へ申し出ていただきます。

(2) その他

契約主開閉器等を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、当社は、契約の終了もしくは別に定める違約金を申し受けることがあります。

6 電気料金

料金は、基本料金、電力量料金、および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引料金を引いた料金といたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。なお、基本料金、電力量料金、割引料金は別表 1（電気料金）のとおりとします。

7 使用電力量の算定

料金の算定期間における各時間帯区分別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、需給約款 19（使用電力量の計量）に準じて算定するものといたします。

8 契約期間

- (1) 契約期間は、需給約款 8(需給契約の成立)に定める需給契約が成立した日から、需給約款 11(供給の開始)に定める料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、コスモでんき小売

電気事業者および当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社 WEB サイト上に掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と判断した方法によりお知らせいたします。

9 契約種別、契約電流または契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約種別、契約電流または契約容量の変更の申込みを承諾した場合には、変更後の契約種別、契約電流または契約容量にもとづく料金の適用開始日は、変更を承諾したのちに到来する検針期間等の始期といたします。
- (2) 契約期間満了に先立って、本定義書以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。また、本定義書の契約種別から本定義書以外の契約種別に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、本定義書の契約種別を適用いたしません。
- (3) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約種別、契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更したのちに到来する検針期間等の始期から 1 年目の日が属する月の検針期間等の始期まで、契約種別、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (4) 契約種別、契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款 31(需給契約の変更)(2)によります。

10 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、需給約款 2(需給約款の変更)によります。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款 2(需給約款の変更)(3)に準じます。
- (4) 当社は、他の小売電気事業者の料金改定、託送供給等約款の改定または調達費用等の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、新たな電気料金を定めることができます。
 - イ 当社は、事前に新たな電気料金およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法によりお客さまに通知いたします。
 - ロ お客さまは、新たな電気料金を承諾しない場合は、本適用開始日の 30 日前までに、当社に対してその旨を通知することで需給契約を解除することができます。この場合には、需給約款は需給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了します。
 - ハ ロに定める期限までに、お客さまより通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金を承諾し

たものとみなし、本適用開始日から新たな電気料金を適用いたします。

附 則

1 実施期日

本定義書は、2024年5月1日から適用いたします。

別 表

1 電気料金

(1) 基本料金（1 契約につき）

基本料金は、契約容量に応じ、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,943.60 円
---------	------------

ロ 契約容量が 7 キロボルトアンペアまたは 8 キロボルトアンペアの場合

1 契約につき	3,440.80 円
---------	------------

ハ 契約容量が 9 キロボルトアンペア以上の場合

1 契約につき	3,938.00 円
10 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	543.40 円

(2) 電力量料金（1 キロワット時につき）

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 午後時間

1 キロワット時につき	50.73 円
-------------	---------

ロ 朝晩時間

1 キロワット時につき	43.32 円
-------------	---------

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	26.29 円
-------------	---------

(3) 割引料金（1 契約につき）

割引料金は、イ①の暖房融雪割引額およびロ①のスタンダード割引額を合計した金額とします。

イ 暖房融雪割引

① 暖房融雪割引額

暖房融雪割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、冬期間のみ算定するものとし、この場合の冬期間とは、毎年 12 月の料金に係る検針期間の始期から翌年の 3 月の料金に係る検針期間の終期までの期間といたします。

$$\text{暖房融雪割引額} = \text{②の割引対象額} \times 10\%$$

② 割引対象額

割引対象額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

割引対象額＝

時間帯別の使用電力量に別表 1(2)の該当料金を適用して算定された金額

□ スタANDARD割引

① スタANDARD割引額

スタANDARD割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

スタANDARD割引額＝②の割引対象額 × 3%

② 割引対象額

割引対象額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

割引対象額＝別表 1(1)により算定された基本料金

+ 時間帯別の使用電力量に別表 1(2)の該当料金を適用して算定された金額

- イ①の暖房融雪割引額

2 契約容量の算定方法

5(1)ニ①における契約容量は、次により算定いたします。

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× $\frac{1}{1,000}$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、次のとおりといたします。

	α	β	γ
北海道電力エリア	0.1874	0.0899	1.0036

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

① 1キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

② 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

③ 基準燃料価格

北海道電力エリア	80,800円
----------	---------

八 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。基準単価は、1キロワット時につき、次のとおりといたします

北海道電力エリア	0.173円
----------	--------

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times a$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

aは次のとおりといたします。

	a
北海道電力エリア	1.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- ① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- ② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

- ③ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合
離島平均燃料価格は 119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{ 円} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

各式で用いる離島基準燃料価格は下記表の通りといたします。

北海道電力エリア	79,300 円
----------	----------

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る検針期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針期間

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に□によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

北海道電力エリア	0.001円
----------	--------

5 提供エリア

北海道電力エリア	北海道
----------	-----